



社会福祉

交通費助成券（ハイヤー券）を交付します

●高齢者交通費助成

対象者・交付枚数 自動車を持っていない人で、次のいずれかの該当者

- ① 満75歳以上 24枚
- ② 満70歳以上の単身世帯 24枚
- ③ 満70歳以上の夫婦世帯 18枚
- ④ 満70歳以上で自動車運転免許証を自主返納した人 対象者の世帯状況により、24枚または18枚

※年度途中に対象となった人は、決定月から月割計算となります。

※1回の利用につき1枚使用でき、基本料金が対象となります。

※令和4年度から名称を「居宅老人交通費助成」から「高齢者交通費助成」に変更しております。（助成内容に変更はありません）

●**重度身体障害者ハイヤー料金助成対象者** 次のいずれかの該当者

- ① 身体障害者手帳（1級または2級）の下肢障害、体幹機能障害、視覚障害のいずれかがある人
- ② 療育手帳A判定

●**必要書類など（共通事項）**

印鑑、生年月日が確認できる書類（被保険証など）、各種手帳

※高齢者交通費助成の④に該当する

場合、「運転免許証の取消通知」など、運転免許証を自主返納したことを証明できる書類

申請場所 福祉給付課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

閏福祉給付課社会福祉係

高齢者等入浴優待券を交付します

対象者 次のいずれかの該当者

- ① 満70歳以上
- ② 身体障害者手帳1級、2級
- ③ 療育手帳A判定
- ④ 精神障害者手帳1級

交付枚数 12枚

※年度途中に①から④に該当するところとなった場合、該当月の翌月から月割計算となります。

●**必要書類など** 印鑑、生年月日が確認できる書類（被保険証など）、各種手帳

申請場所 福祉給付課社会福祉係

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

閏福祉給付課社会福祉係

児童扶養手当受給者の皆さまへ

児童扶養手当の額は、毎年、全国消費者物価指数の実績値に基づき改定されています。

今年度については、令和4年4月

から次のとおり変更となります。

本体額（第1子）

- ・ 全部支給（月額） 4万3070円
- ・ 一部支給（月額） 4万3060円、1万1600円

第2子加算額

- ・ 全部支給（月額） 1万170円
- ・ 一部支給（月額） 1万160円、5090円

第3子以降加算額

- ・ 全部支給（月額） 6100円
- ・ 一部支給（月額） 6090円、3050円

閏福祉給付課社会福祉係

心身障がい者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されますので、相談を希望される人は開催日の1か月前前に福祉給付課社会福祉係へ申し込みください。

なお、その他の地域においても実施する予定がありますので、問い合わせください。

開催地・開催日

- ・ 紋別市 6月16日(木)
- ・ 北見市 9月13日(火)、14日(水)、令和5年1月25日(水)
- ・ 網走市 6月14日(火)、15日(水)、令和5年1月24日(火)

対象者

巡回児童相談実施のお知らせ

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町に来町し、18歳未満の児童を対象として、言葉の遅れ、行動が気になる、他の子に比べて幼い感じがするなどの悩みをお伺いしながら、さまざまなサポートを行います。

相談内容

- ・ 療育手帳などの判定
- ・ 18歳未満の子どもの心や体に関する相談
- ・ 学校や家庭での問題についての相談
- ・ 言葉の障がい、身体の障がいなどについての相談
- ・ その他子どもに関する相談

開催日 8月30日(火)、31日(水)、9月1日(木)、10月4日(火)、5日(水)、6日(木)

※相談内容や希望者が多い場合は、ご希望の日程から調整させていただく場合があります。

開催場所 役場庁舎別館

閏福祉給付課社会福祉係

上寿（100歳）おめでとうお祝い



上寿（100歳）を迎えられた山田實さんに、祝金と祝状の贈呈が行われました。

ご長寿おめでとうございます。

閏福祉給付課社会福祉係

特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母（どちらか所得の高い人が受給者となります）、父母以外が児童を養育している場合はその人に手当が支給されます。ただし、次の場合は手当が支給されません。

- ・ 父母などに監護されていない（施設入所など）とき
- ・ 障がい児が日本国内に住所を有しないとき
- ・ 障がい児が当該障がいを支給事由とする年金を受給しているとき（ただし全額支給停止のときを除く）

（20歳未満で就労し、厚生年金加入者が交通事故などで障がいとなった場合など※障害厚生年金の取扱いによる）

・ 当該父母が、日本国内に住所を有

子どもの障害等級

しないとき

▼1級 身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級がおおむね該当

▼2級 身体障害者手帳2級の一部と3級、4級の一部、療育手帳の判定がB、精神障害者保健福祉手帳2級がおおむね該当

※いずれも、診断書などをもとに北海道にて判定を行います。

※これらは目安であり、手帳を保有している必要はありません。

新規認定請求の際の必要書類など

- ・ 認定請求書
- ・ 住民票（請求者および対象児童の属する世帯全員のもの。里親の場合は対象児童が同一の住民票に属しているもの。共通事項として、記載事項は個人番号を含めてすべて省略しないもの）
- ・ 戸籍謄本または抄本（請求者および対象児童のもの。外国人の場合は該当なし）
- ・ 診断書等（手帳保有者は、診断書を省略できる場合があります）
- ・ 口座振替申出書（金融機関の証明印を受ける必要があります）
- ・ 受給資格に関する同意書
- ・ 通帳の写し（請求者のフリガナと同一の口座名義のもの）

※認定請求書、診断書等、口座振替申出書、受給資格に関する同意書の用紙は福祉給付課社会福祉係窓口にあります。

保健

風しん抗体検査および第5期定期接種について

風しん抗体保有率が低い世代を対象に令和7年3月末まで期間を延長し、無料で風しん抗体検査、定期接種を行います。医療機関のほか、職域健診や町の集団健診時に風しん抗体検査を利用できます。

無料クーポンは、令和4年4月末までに送付予定ですので、それ以前

税金

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

令和4年度分の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格を比較できる制度です。

縦覧期間 5月31日(火)まで

縦覧時間 9時～17時まで（土・日曜日および祝日を除く）

縦覧場所 税財管理課窓口

縦覧のできる人

- ・ 雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人（委任状または同意書が必要）

閏税財管理課課税係